

小国町告示第 6 8 号

小国町地域包括支援センター運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 6 日

小国町長 仁 科 洋 一



小国町地域包括支援センター運営規程の一部を改正する規程

小国町地域包括支援センター運営規程（平成 1 8 年小国町告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日」に改める。

第 8 条第 1 2 号中「必要な援助」の次に「を行うこと。」を加える。

第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 3 項中「個人情報の保護に関する法律」の次に「（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」を加え、「第 1 6 条」を「第 1 8 条」に、「第 2 3 条」を「第 2 7 条」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（ハラスメントの防止）

第 1 4 条 支援センターは、職場におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応に関し、小国町職員のハラスメント防止に関する要綱（令和 5 年小国町告示第 4 号）の定めるところにより、全ての職員が個人として尊重され、快適に働くことのできる職場環境の確保に努めるものとする。

2 支援センターは、職員間のみならず、利用者やその家族等からのハラスメントについても、職員の安全と尊厳を守るため、組織として適切な対応をとるものとする。

3 前 2 項の目的を達成するため、苦情相談窓口の周知、研修の実施及び業務体制の整備を行うものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。